

令和6年

〔N o . 26〕 床面積の合計が2,000m²のホテルを新築しようとする場合における次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

☆ ホテルは 令5条七号に該当する特別特定建築物 法14条1項 令9条により2,000m²以上は、移動等円滑化基準に適合させなければならない

1. 客室の総数が120室の場合は、車椅子利用者用客室を2室以上設けなければならない。

(ホテルの客室) 令15条1項 120室×1/100で2室以上は車椅子利用者用客室としなければならない

2. 車椅子利用者用駐車施設を設ける場合は、当該施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。

(車椅子駐車場からの経路) 令17条2項二号 令18条1項三号 駐車場から利用居室までの経路は長さができるだけ短くなるように

3. 建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請しなければならない。

(計画の認定) 法17条1項 所管行政庁の認定を申請することができる(義務ではない) 計画の認定は、移動等円滑化誘導基準

4. 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。）の乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上としなければならない。

(EVの乗降ロビー) 令18条2項五号ニ 乗降ロビーは高低差がないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ150cm以上としなければならない